

改正

平成24年 3 月16日条例第 4 号

平成27年 9 月25日条例第33号

平成29年 3 月22日条例第 4 号

枕崎市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の出身者その他の本市に想いを寄せ応援したいと思う者（以下「本市出身者等」という。）がその想いを寄附により実現するための手続及び当該寄附に係る寄附金の管理運用等について必要な事項を定めることにより、本市出身者等の想いを反映した魅力的で活力あるふるさと枕崎の構築に資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 この条例に基づき本市出身者等から寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境保全やまちなみ景観整備など生活環境の整備等に関する事業
- (2) 快適で便利なコンパクトなまちづくりを目指した都市基盤の整備等に関する事業
- (3) 農林水産業をはじめとする地場産業や観光の振興等に関する事業
- (4) 出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進や健康増進等に関する事業
- (5) 教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業
- (6) 市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくり等に関する事業
- (7) その他まちづくりに関する事業

(寄附金の使途の指定等)

第 3 条 この条例に基づき寄附をしようとする本市出身者等（以下「寄附者」という。）は、前条各号に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができるものとする。

2 寄附金のうち前項の規定による指定のないものについては、諸般の事情を勘案して、市長が同項の規定による事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の事業の指定を行ったときは、寄附者にその内容を報告しなければならない。

(基金の設置)

第4条 収受した寄附金を適正に管理するため、枕崎市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第5条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

（基金の管理）

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用等）

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第8条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第9条 基金は、第1条の目的のため、第2条各号に定める事業の実施に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

（寄附者の意向への配慮）

第10条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

（運用状況の公表）

第11条 市長は、毎年度、この条例による寄附金の運用状況を公表するものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、寄附の手続及び基金の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年1月1日以後に寄附を受けた寄附金について適用する。

附 則（平成24年3月16日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 9 月25日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の枕崎市ふるさと応援寄附条例の規定は、この条例の施行の日以後に寄附を受けた寄附金について適用し、同日前に寄附を受けた寄附金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月22日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の枕崎市ふるさと応援寄附条例の規定は、この条例の施行の日以後に寄附を受けた寄附金について適用し、同日前に寄附を受けた寄附金については、なお従前の例による。